令和　４　年度

点　検　評　価　報　告　書

（令和３年度実施事業分）

令和４年９月

由良町教育委員会

目　　次

第１　教育に関する事務の管理及び執行の状況の評価について　Ｐ　１

第２　点検及び評価の方法　Ｐ　１

第３　点検評価結果

１　幼児教育の充実・家庭教育支援　Ｐ　２

２　学校教育の充実　Ｐ　３

３　社会教育の充実　Ｐ　６

４　青少年の健全育成　Ｐ　８

５　スポーツの振興　Ｐ　９

６　文化の継承と創造　Ｐ１０

第１　教育に関する事務の管理及び執行の状況の評価について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第２６条には「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定され、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し議会に提出するとともに、公表することが義務付けられています。

また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされています。

本町教育委員会では、「由良町教育の振興に関する施策の大綱」に掲げられた「幼児教育の充実・家庭教育支援」、「学校教育の充実」、「社会教育の充実」、「青少年の健全育成」、「スポーツの振興」及び「文化の継承と創造」について、また、町長から委任された事項について、それぞれ具体的な事務事業に取り組んでいます。

ここに、令和３年度において実施したこれらの事業について、点検評価を実施し、ご報告します。

第２　点検及び評価の方法

（１）　点検及び評価に際し、必要性、効率性、有効性、公平性等の観点から分析し、計５７事業における課題や今後の対応等について示すこととしました。

（２）　評価は、「十分できている」「できている」「あまりできていない」「できていない」の４段階としました。

〔教育委員会による自己評価の結果〕

評　価	十分できている	できている	あまりできていない	できていない
事業数	**３０**	**２０**	**１**	**６**

（３）　今後の対応については、「廃止・終了」「休止」「継続」「拡大」「見直し」の５つの方向性で表しました。

〔教育委員会による今後の方向性〕

方向性	廃止・終了	休　止	継　続	拡　大	見直し
事業数	**０**	**０**	**５７**	**０**	**０**

（４）　教育に関し、学識経験を有する次の５名からなる「由良町教育委員会評価委

員会」からご意見をいただきました。

中　田　邦　城	委員長
坂　田　悦　子	副委員長
坂　田　善　幸	委　員
池　本　たまみ	委　員
山　本　健　志	委　員

※委嘱期間は令和５年３月３１日までとなります。

第３　点検評価結果

１　幼児教育の充実・家庭教育支援

(1) 基本方針

子どもが健やかに育つためには、幼児期における教育が小学校入学後の学力の基礎となるため、子どもが義務教育へ円滑に進めるように取り組みます。また、将来の人格形成においても重要な時期であるため、両親の共働きなどにより、保育に欠ける乳幼児の心身の健全な発達を図るためのこども園への支援や、子育てへの不安解消や情報交換の場としての子育て支援センターの充実、家庭教育への支援に努めます。保護者の仕事と子育ての両立を支援するために学童保育の充実にも取り組みます。

(2) 令和３年度の主な取組状況

○　社会福祉法人檸檬会をこども園の指定管理者に指定（平成２７年度、令和２年度から５年間更新）し、こども園の適切な運営管理について、指導及び助言を行いました。

○　子育て親子の交流の場を提供し、また、子育てに関する相談、子育て関連情報の提供等、子育てへの不安感等の解消に努めました。

○　家庭教育講座を全４回実施し、子育てに関する学習機会の提供を行いました。

○　集団行動ができる子どもの育成を図るため、椅子、机を使った保育を多く取り入れ、実施しました。

○　国の施策による幼児教育・保育の無償化により、特定教育・保育施設等を利用する３～５歳児及び住民税非課税世帯の０～２歳児の利用者負担額を無償としました。

○　国及び県の施策を拡充し、特定教育・保育施設等を利用する３～５歳児の給食費を無償としました。
○　由良小学校敷地内において、両親が共働き等の小学校１年生から６年生までを対象に学童保育を実施しました。

(3) 総合評価の判定

幼児教育の充実・家庭教育支援に関する事業について、自己評価の判定は６事業中５事業で「十分できている」又は「できている」となっています。ＡＬＴ不在により『幼児期における異文化交流事業』については「あまりできていない」としています。
今後も、施設設備や保育環境の整備、幼児教育への更なる取組を進めていきます。

(4) 今後の課題・対応

○　こども園の給食において幼児期における食育を実施するため、地産地消の推進を行います。
○　家庭教育力の低下が指摘されている中、感染症対策をしながら「家庭教育支援事業」を実施します。
○　体験学習を充実させるため、学習園（畑等）における芋堀り等の実施及び地域の人（商工会、消防団等）との交流を充実させていく必要があります。
○　学童保育において、長期休業中（夏休み等）の児童の申込みに対する職員数の確保、保育室の使用スペースの確保が課題となっています。

(5) 評価委員の意見

○　こども園の給食については、食育の意味で今後も地産地消の推進を図られたい。
○　新たに赴任されたＡＬＴの活躍を期待している。
○　家庭教育講座をコロナ禍においても持続可能な新たな形で実施し、継続を図られたい。
○　学童保育において、その役割が大きい指導員の人材確保及び他所のいいところを取り入れるなど安心してあずけられる環境整備と充実した保育に努められたい。

２　学校教育の充実

(1) 基本方針

小中学校において、児童生徒の数が減少する中で、子どもたちが学校生活を楽しみ、

学習に対する関心を高めていけるようにするとともに、子どもたちが個性と能力を十分に発揮しながら成長していけるよう、学校の教育環境の充実に努めます。また、地域に対して開かれた、信頼される学校づくりに向けて取り組みます。

(2) 令和３年度の主な取組状況

○　特別な支援を要する児童生徒の個々に応じた指導を行い、基礎・基本の定着を図るために、学習支援員を配置しました。

○　経済的理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に就学援助事業を実施しました。

○　特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励事業を実施しました。

○　成長期の子どもたちにとって望ましい食習慣を養うため、学校給食事業の充実に努めました。

○　教育課程や指導方法等の工夫改善を研究協議し、教員の資質を向上させる自主的な活動を支援しました。

○　すべての児童生徒に基礎・基本の徹底を図るため、放課後や長期休業中の補充学習の充実に努めました。

○　家庭学習の習慣化を図るために「家庭学習の手引き」を作成し、児童生徒の指導と保護者への啓発に努めました。

○　児童生徒の学力向上を図るため、小中学校の連携の取組を進めました。

○　就学指導におけるこども園と小学校の接続を円滑に行うために、こども園訪問や小学校訪問などを実施し、こども園と小学校の連携に努めました。

○　児童生徒及び教職員の疾病等の早期発見及び健康増進を図るため、健康診断を実施しました。

○　英語教育の実践充実と国際理解を図るため、外国語指導助手（ＡＬＴ）を各小中学校に派遣しました。

○　通学に関する保護者の負担軽減のため、由良小学校（畑・中地区）・衣奈小学校・白崎小学校のバス通学児童に対し、定期券を給付しました。

○　旧衣奈中学校及び旧白崎中学校区の生徒の通学手段として、スクールバスを運行し、通学の安全確保に努めました。

○　生徒の職業に対する理解を深めるため、中学２年生による３日間の職場体験事業を実施予定でしたが、コロナ禍のため中止しました。

○　児童が森林に親しみ、自然とふれあい豊かな感受性を育むため、３小学校におい

て県事業である紀の国緑育推進事業を実施しました。

○　コロナ禍のため、各小学校間６年生の児童交流活動が中止となり、小中学校の特別支援学級の児童生徒の交流活動のみ実施しました。

○　「由良町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止やいじめの早期発見・早期対処を図るために、学期ごと年３回のアンケート調査及び担任やスクールカウンセラーによる教育相談等の活動を実施しました。

○　防災教育及び通信機器を使用した避難訓練を実施し、防災意識の向上を図りました。

○　全小中学校において、学校運営協議会を設置し、コミュニティスクールを実施しました。（令和元年度～）

○　学校司書１名を配置し、学校図書環境の充実を図りました。（平成３０年度～）

○　由良町立小学校の統合を円滑に推進するために必要な準備、検討を図る由良町小学校統合推進委員会を設置し中間答申を提出しました。

○　国語力向上のため、小学校３年生３７名に授業等での活用を目的として国語辞典を配布しました。

(3) 総合評価の判定

学校教育の充実に関する事業について、自己評価の判定は２５事業中２４事業で「十分できている」又は「できている」となっています。コロナ禍のため中止となった『職場体験推進事業』については、「できていない」としています。

安全・安心な学校づくりを施設・設備の充実により図れたことは、保護者をはじめ、地域住民の皆さま方のご理解とご協力があってのことと感謝し、今後も引き続き施設整備等を進めていきます。

(4) 今後の課題・対応

○　すべての児童生徒の学力向上を図るため、補充学習、家庭学習、読書活動及び小中学校連携の取組のより一層の充実を図ります。

○　学力向上推進事業として、由良小学校と由良中学校を学力向上推進校に指定し、研究をすすめ、得られた成果を他校へ広めます。

○　学習支援員の各校への配置を継続するとともに、特別支援教育の充実を図り、児童生徒の学力向上に努めます。

○　学期ごとのアンケート調査や教育相談等を実施し、いじめの未然防止やいじめの早期発見・早期対処に努めます。

○　学校給食運営に係る栄養士の職務について、３町（美浜町・日高町・由良町）の協力体制の構築を図ります。

(5) 評価委員の意見

○　小学校統合に際し、地震・津波に対する対策をすすめ、安心・安全な教育環境の整備を図られたい。

○　子供たちの学力向上について、学習支援員等の配置を小学校統合後も充実させ、学力の定着につながるよう今後も取り組みを強められたい。

○　コロナ禍においてもオンライン授業などにより学びを保障し、更にはデジタル環境においての実用的な力を身に着けられる取り組みを図られたい。

３　社会教育の充実

(1) 基本方針

社会教育は、学校外で行われる体系的な教育活動であり、生涯学習の中核を担っています。社会の激しい変化により高度化・多様化した住民の学習ニーズに的確に応えるためには、求められる知識や技能を適切に提供することのできる体制づくりが最も重要で生涯学習に関係するあらゆる機関、分野、事業などとの連携により、住民の学習活動を積極的に支援します。

(2) 令和３年度の主な取組状況

○　中央公民館における、電子システムを活用した図書検索システム及び図書貸出のカードによる実施等、公民館事業の充実に取り組みました。

○　共育コミュニティ事業推進のため、「由良町共育コミュニティ推進本部」を設置し、３名の地域共育コーディネーターと各学校運営協議会を中心に学校支援活動及び地域との交流活動を精力的に実施しました。

○　子ども達の基本的な生活習慣の確立を図るため、小中学校を通じて「生活リズムチェック」を夏休み終了後に実施するとともに、規則正しい生活習慣の啓発を図るため「早ね早おき朝ごはん」のクリアファイルを作成し、全児童生徒に配布しました。

○　女性の社会教育機会の充実を図るため、５地区で婦人学級を開設しました。

○　社会教育機会の充実を図るため、各集会所等において成人学級（７教室）を開設しました。

○　コロナ禍のため、高齢者講座（４団体）が中止となりました。
○　子どもの居場所づくり事業として、３小学校区の児童を対象に、平成２８年度から引き続き衣奈子ども未来塾を衣奈会館に、平成２９年度から引き続き由良子ども未来塾を中央公民館に、白崎子ども未来塾を白崎会館にそれぞれ開設し、毎週土曜日、当該事業を実施しました。
○　町民からの要請に応じて職員を派遣し、町の取り組み等の情報を提供する由良町学習教室を５回実施しました。
○　読書活動の充実を図るために、町内中学生を対象とした、自己の薦める書籍を紹介するビブリオバトル大会を実施しました。
○　「由良町オリジナル絵本」の作成のためストーリーを町内で募集しました。
　町内から２０点の応募を頂き、選定委員会の審査により最優秀賞１点、優秀賞５点を表彰しました。

(3) 総合評価の判定

社会教育の充実に関する事業について、自己評価の判定は９事業中６事業が「十分できている」又は「できている」となっています。コロナ禍のため中止となった、『由良町ＰＴＡ連絡協議会活動』、『人権教育総合推進事業』、事業内容を模索している『高齢者講座』については、低い評価になっています。

(4) 今後の課題・対応

○　各種団体と連携し、社会教育機会の充実を図ります。
○　共育コーディネーターと連携し、学校と地域における様々な活動を支援します。
○　一層の各種公民館事業の充実を図ります。
○　高齢者講座の企画について、町各課と連携しながら講座を計画していくのが望ましいと考えます。
○　子どもの居場所づくり事業として、子ども未来塾を運営していきます。

(5) 評価委員の意見

○　子どもたちの生活習慣のチェックがコロナ禍により難しくなっているが最適な方法を検討し実施されたい。
○　子ども未来塾について、小学校統合後の実施方法について各地区の声を聞いたうえでの適切な運営を希望する。
○　高齢者講座について、コロナ禍により開催の判断が難しい状況にあるが、感染症

対策につとめ講座を継続されたい。

４　青少年の健全育成

(1) 基本方針

少子化、核家族化の進行、更には共働き世帯の増加など、家庭環境の変化は、家族や家庭が果たしてきた役割や機能に様々な影響を及ぼし、青少年を取り巻く環境も大きく変化してきています。従来、家庭は、青少年の人格形成にとって最も大きな役割を担ってきましたが、近年はその機能の低下が懸念されています。青少年犯罪の凶悪化など、青少年に関わる問題も多様化・深刻化しており、社会全体で青少年を育てるという意識の醸成と体制づくりが求められています。

(2) 令和３年度の主な取組状況

○　青少年健全育成・非行防止のため、学校の長期休業中に昼夜間パトロールを実施しました。

○　地域子ども会の育成支援を図りましたが、コロナ禍のため、指導者研修会等の連絡協議会事業が中止となりました。

○　小学校において、親と子のふれあい事業を実施しました。

○　由良町内の中高生により組織されているジュニアリーダークラブは、ふるさと学習や地域への奉仕活動を行いました。

○　小中学生を対象としたジュニアリーダー育成シーカヤック体験学習事業は、コロナ禍のため、中止としました。

(3) 総合評価の判定

青少年の健全育成に関する事業について、自己評価の判定は６事業中４事業が「十分できている」又は「できている」となっています。『シーカヤック体験学習事業』については、コロナ禍のため実施できず、『地域組織活動事業』については、日高管内の事務局が振興局内にあり、町単独としての主体的な活動実績がない（日高地方子ども会連絡会主催の「ふれあいボウリング交流大会」に参加）ため、低い評価となっています。

(4) 今後の課題・対応

○　青少年健全育成事業に関する積極的な広報活動や関係する各種団体との協力体

制の充実に努めます。

○　ジュニアリーダーについて、自分たちが「由良町のジュニアリーダー」であるという意識づけをするために自らの研修を取り入れ、スキルアップを図ります。

○　ジュニアリーダークラブへのメンバーの加入が減少してきているため、今後も魅力ある活動に取り組み、広報及び啓発に努めます。

○　子ども会育成連絡会の活動について、開催する事業を工夫しながら引き続き活動していきます。

(5) 評価委員の意見

○　ジュニアリーダーの活動を継続していくためにも減少傾向にあるメンバーを増やしていく取り組みを検討、実施されたい。

○　青少年の健全育成について、保護者や補導委員だけで取り組むものではなく、町全体での課題として考えられたい。

５　スポーツの振興

(1) 基本方針

住民の体力向上や健康づくりのために、いつでも・どこでも・いつまでも、それぞれの年齢や技術・興味・目的に応じたスポーツやレクリエーションを楽しむことができる環境づくりが必要です。気軽にスポーツ活動に参加でき、生涯にわたり健康で豊かな生活を送ることができるよう、指導者の確保や育成に努め、世代間交流の場となるようなスポーツの普及を推進します。

(2) 令和３年度の主な取組状況

○　町民の体力向上・健康づくりの促進のため、各種スポーツ大会を開催しました。

○　スポーツの振興に貢献し、その功績の著しい個人を表彰しました。

○　和歌山県市町村対抗ジュニア駅伝大会に向け、参加チームを編成・強化しましたが、新型コロナウイルス対策のため中止となりました。

○　コロナ禍のため、例年実施している町内駅伝競走大会が中止となりました。

○　ふるさとの資源を生かし、児童生徒にふるさとへ誇りを持ってもらうことを目的に、ゆらっ子ふるさと体験事業として、７月２４日、３０日、３１日の３日間、由良海釣り公園において魚釣り体験を実施しました。

○　摂南大学との協働事業である『町歌でストレッチ体操』をケーブルテレビで放映

し、高齢者サロンにおいて体操教室を実施しました。（平成３０年度～）

(3) 総合評価の判定

スポーツの振興に関する事業について、自己評価の判定は６事業中すべてを「十分できている」又は「できている」としています。

(4) 今後の課題・対応

○　スポーツに対するニーズの把握、広報活動の充実、スポーツ団体への活動支援等、運動機会の充実を推進します。

○　町人口の減少、また各種競技人口の減少により、少人数でも気軽にできるニュースポーツ等の推進を検討します。

(5) 評価委員の意見

○　町の人口が減少していることから、少人数でも出来るスポーツの推進や他市町村との交流により活動が継続できるような取り組みを実施されたい。

６　文化の継承と創造

(1) 基本方針

文化財や天然記念物を適切に保存し活用していくことは、私たちの義務であるとともに、由良町の新しい文化を創造していくことにも繋がります。豊かな創造性と個性ある文化のまちを目指し、高度で多様な住民ニーズに対応した芸術文化環境づくりを進めるとともに、文化活動の促進を図ります。

(2) 令和３年度の主な取組状況

○　「由良町の文化財」４９号を発刊しました。

○　文化資産保存のため文化財の点検を実施しました。

○　門前の大岩保全事業、祭礼音源録音事業を実施しました。

○　ゆらふるさと伝承館を開館し、感染症対策を講じながら、１１月に休日開館を実施し、延べ２６名の来館者がありました。

○　文化の振興に貢献し、又はその功績が著しい個人及び団体を表彰する、文化表彰として、文化賞１団体、文化功労賞１名の表彰を行いました。

(3) 総合評価の判定

文化の継承と創造に関して、自己評価の判定は５事業中すべてを「十分できている」又は「できている」としています。

(4) 今後の課題・対応

○　専門的な知識を有する職員が不足しており、事務の効率化が図れていません。

○　文化財保護に携わる学識経験者の高齢化に対して、若年の人材の発掘、育成に努めます。

○　ゆらふるさと伝承館（平成３０年４月開館）に展示している貴重な資料をどのように公開していくかが課題となっています。

(5) 評価委員の意見

○　ゆらふるさと伝承館について、来館者数の増加につながる広報やイベントを実施されたい。

○　文化の継承に関して、後継者の育成や発掘に努められたい。